

令和5年度 健全化判断比率等の公表について

平成19年6月に公布された「地方公共団体の財政の健全化に関する法律（財政健全化法）」の規定による、令和5年度決算に基づく光市の健全化判断比率及び資金不足比率をお知らせします。

1. 健全化判断比率

健全化判断比率は、次のとおりで、いずれの指標についても、早期健全化基準、財政再生基準を下回りました。

(単位：%)

区 分		光 市	早期健全化 基準	財政再生 基準
実質赤字比率	5年度	—	12.89	20.00
	4年度	—	12.92	
連結実質赤字比率	5年度	—	17.89	30.00
	4年度	—	17.92	
実質公債費比率	5年度	5.9	25.0	35.0
	4年度	6.0		
将来負担比率	5年度	—	350.0	
	4年度	—		

(※) 実質赤字比率、連結実質赤字比率、将来負担比率は、算定値がないため、「—（該当数値なし）」としています。

2. 資金不足比率

各公営企業における資金不足比率は、次のとおりで、全ての公営企業会計について該当数値なしとなりました。

(単位：%)

会 計 名		資金不足比率	経営健全化基準
光市水道事業会計	5年度	—	20.0
	4年度	—	
光市病院事業会計	5年度	—	20.0
	4年度	—	
光市介護老人保健施設事業会計	5年度	—	20.0
	4年度	—	
光市下水道事業会計	5年度	—	20.0
	4年度	—	

(※) 資金不足比率は、算定値がないため「—（該当数値なし）」としています。

総括表① 健全化判断比率の状況（令和5年度決算）

Ver.05.00

(単位:%)

地方公共団体 コード	都道府県名	市区町村名	実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
352101	山口県	光市	-	-	5.9	-

団体区分

3.市

↑※必ず選択して下さい。

(単位:%)

標準財政規模 (千円)	うち臨時財政対策債 発行可能額	早期健全化基準	12.89	17.89	25.0	350.0
	13,630,959	111,677	財政再生基準	20.00	30.00	35.0

会 計 名		実質収支額	(分母比)
一 般 会 計 等	一般会計	786,316	5.8
小 計		786,316	5.8
標準財政規模		13,630,959	100.0
実質赤字比率 (%)		-5.76	※

会 計 名		実質収支額	(分母比)
公 営 一 般 企 業 に 係 る 特 別 会 計 以 外 の 会 計	国民健康保険特別会計	152,341	1.1
	介護保険特別会計	278,432	2.0
	後期高齢者医療特別会計	1,776	0.0

※ 実質収支又は連結実質収支が黒字である場合、「実質赤字比率 (%)」又は「連結実質赤字比率 (%)」は負の値で表示されます。

会 計 名		資金不足・剰余額	(分母比)
法 適 用 企 業	水道事業会計	1,703,222	12.5
	病院事業会計	4,226,203	31.0
	介護老人保健施設事業会計	0	
	下水道事業会計	443,619	3.3
小 計			
標準財政規模			
実質赤字比率 (%)			
法 非 適 用 企 業			
合 計		7,591,909	55.7
標準財政規模(再掲)		13,630,959	100.0
連結実質赤字比率 (%)		-55.69	※

総括表③ 実質公債費比率の状況(令和5年度決算)

Ver.05.00

団体名 山口県光市

(単位：千円)

	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪
	元利償還金の額 (繰上償還額等 を除く) (3③ A表「元利償還 金」欄の数値を 転記)	積立不足額を考 慮して算定した 額 (3①表 「エ」欄の数値 を転記)	満期一括償還地 方債の1年当た りの元金償還金 に相当するもの (年度割相当 額) (3①表 「ウ」欄の数値 を転記)	公営企業に要す る経費の財源と する地方債の償 還の財源に充て たと認められる 繰入金 (3②表 「合計※」欄の 数値を転記)	一部事務組合等 の起こした地方 債に充てたと認 められる補助金 又は負担金	公債費に準ずる 債務負担行為に 係るもの	一時借入金の利 子	特定財源の額 (3③A表「特 定財源計」欄の 数値を転記)	事業費補正によ り基準財政需要 額に算入された 公債費	災害復旧費等に 係る基準財政需 要額	密度補正により 基準財政需要額 に算入された元 利償還金及び準 元利償還金(た だし、④～⑦に係 るものは、地方 債の元利償還額 を基礎として算 入されたものに 限る)
令和3年度	2,354,776			634,602	219,879	1,263		410,244	273,450	1,692,446	144,421
令和4年度	2,401,855			569,719	200,159	758		370,079	258,050	1,712,279	166,465
令和5年度	2,451,814			714,038	134,023	444	1	498,076	237,241	1,711,618	171,136

	⑫	⑬	⑭
	標準税収入額等	普通交付税額	臨時財政対策債 発行可能額
令和3年度	8,202,727	4,391,774	1,056,492
令和4年度	8,528,284	4,454,009	278,577
令和5年度	9,374,087	4,145,195	111,677

⑮
地方財政法第5 条の3第4項第 1号の規定に基 づく総務大臣が 定める額 (特別区のみ記 入)

	実質公債費比率 (単年度)
令和3年度	5.97850
令和4年度	5.98358
令和5年度	5.92695

実質公債費比率 (3カ年平均)
5.9

(参考)

	⑥の内訳									
	PFI事業に係る 債務負担行為に 係るもの(省令第 7条第1号)	いわゆる五省協 定等により、利 便施設及び公共 施設を買い取る ために行った債 務負担行為に係 るもの(省令第 7条第2号)	国土土改良事業 並びに独立行政 法人森林総合研 究所、独立行政 法人水資源機構 及び独立行政法 人環境再生保全 機構の行う事業 に対する負担金 (省令第7条第 3号)	地方公務員等共 済組合が建設し た職員住宅等の 無償譲渡を受け るために支払う 賃借料(省令第 7条第4号)	社会福祉法人が 施設の建設のた めに借り入れた 借入金償還に対 する補助(省令 第7条第5号)	損失補償又は保 証に係る債務の 履行に要する経 費の支出(省令 第7条第6号)	地方公共団体以 外の者の債務を 引き受けた場合 における当該債 務の履行に要す る経費の支出 (省令第7条第 7号)	その他これらに 準ずると認めら れるもの(省令 第7条第8号)	利子補給に係る もの(政令第12 条第4号)	
令和3年度								1,263		
令和4年度								758		
令和5年度								444		

総括表④ 将来負担比率の状況（令和5年度決算）

Ver.05.00

団体名

山口県光市

将来負担額

(単位:千円)

地方債の現在高	債務負担行為に基づく支出予定額	公営企業債等繰入見込額	組合負担等見込額	退職手当負担見込額	設立法人の負債額等負担見込額					連結実質赤字額	組合連結実質赤字額負担見込額
						地方道路公社	土地開発公社	地方独立行政法人	第三セクター等 (損失補償、信託、貸付)		
21,129,594	0	7,507,079	736,644	2,578,540	27,900	0	0	0	27,900	0	0

(分母比)

184

65

6

22

0

0

充当可能財源等

(単位:千円)

充当可能基金	充当可能特定歳入	基準財政需要額算入見込額	
		うち都市計画税	
8,044,576	3,154,443	2,592,191	21,465,156

(分母比)

70

27

23

187

将来負担額 A	充当可能財源等 B	A - B	=	=	将来負担比率 (%)
31,979,757 <small>278</small>	32,664,175 <small>284</small>	-684,418			
標準財政規模 C	算入公債費等の額 D	C - D	=	=	-5.9
13,630,959 <small>118</small>	2,119,995 <small>18</small>	11,510,964			